

財政健全化法に基づく健全化判断比率等

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の施行に伴い、毎年度決算に基づく財政の健全性を示す指標（健全化判断比率および資金不足比率）を監査委員の審査を受けた上で、その意見を付けて議会に報告するとともに、公表することになっております。なお、健全化判断比率等が基準以上となった場合には、健全化計画の策定が義務付けられています。

健全化判断比率は、（１）実質赤字比率、（２）連結実質赤字比率、（３）実質公債費比率、（４）将来負担比率の４つの指標があり、それぞれに早期健全化基準と財政再生基準があります（（４）は財政再生基準なし）。

資金不足比率は、公営企業会計ごとに算定し、経営健全化基準があります。

小坂町の令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は、次のとおりすべて基準以下となり、健全な状態となっています。

１．令和元年度決算に基づく健全化判断比率

指 標		比 率	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実 質 赤 字 比 率	—	１５．０％	２０．０％
	連 結 実 質 赤 字 比 率	—	２０．０％	３０．０％
	実 質 公 債 費 比 率	１５．７％	２５．０％	３５．０％
	将 来 負 担 比 率	１０３．７％	３５０．０％	

※実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は、「—」で表示します。

２．令和元年度決算に基づく資金不足比率

指標	特別会計名	比 率	経営健全化基準
資金不足比率	小 坂 町 水 道 事 業 会 計	—	２０．０％
	小 坂 町 下 水 道 事 業 特 別 会 計	—	

※資金不足額がない場合は、「—」で表示します。

お問い合わせ先

総務課企画財政班

電話 ０１８６－２９－３９０３